

取引先との関係を含めて早急な対応が必要 会員漁協向けインボイス制度説明会を開催

山梨県漁業 協同組合連合会

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が来年10月から始まることから、適格請求書発行事業者の登録申請が急がれている。

県内18の漁業協同組合を会員として内水面漁業振興のための活動を行っている山梨県漁業協同組合連合会（萩原剛会長 18組合）は、5月25日に水産会館でインボイス制度の準備に向けた説明会を開催、会員8組合から10名が参加した。

連合会が事前に会員の漁協に消費税の対応について調査したところ、会員である地域河川の漁協や養殖漁協として行っている稚魚や卵、餌の仕入れ、遊漁証の販売、レストランや飲食店への魚の販売などの事業における販売先や仕入先の中にも免税事業者が多数いることかわかった。今回のインボイス制度が各漁協やその取引先の経営にどのような影響を及ぼすかについての不安を感じていたことから、今回の説明会の開催を企画した。

甲府税務署の玉浦将憲上席国税調査官による説明会では、軽減税率制度を含め



甲府税務署玉浦氏



聴講する会員

消費税の基本的な仕組みにはじまり、適格請求書の記載事項や消費税の端数処理などの留意点、免税事業者の対応、適格請求書発行事業者の登録申請手続き等わかりやすく説明された。

玉浦氏は「発行事業者の登録は事業実態に合わせて事業者自身で判断しなければならずそのために売上先、仕入先などの取引先との情報共有が必要。税務署では、専門家派遣や説明会の開催、各種相談に対応しているのでお気軽にご相談ください。」と述べた。

連合会では、「会員の各地域漁協ごとにと取引の実情に合わせた消費税制度への対応が求められる中で、質疑もあり有意義な説明会となった。これを手始めに会員への情報発信や相談対応に取り組み、インボイス制度への円滑な移行を支援していきたい。」としている。

